

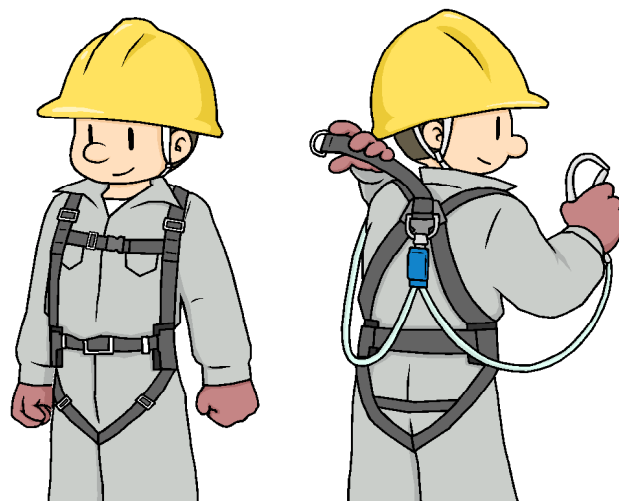
フルハーネス型の墜落制止用器具を使用する作業に特別教育が必要です

平成31年2月1日以降、安全帯の名称が「墜落制止用器具」に改められ、「フルハーネス型」の墜落制止用器具を使用することが原則※となります。

※墜落時に地面に到達する恐れのある場合(高さが6.75m以下)の作業は、胴ベルト型(一本つり)を使用可。

加えて下記条件に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

- ① 高さが2メートル以上の箇所
- ② 作業床を設けることが困難なところ
- ③ フルハーネス型の墜落制止用器具を使用して行う作業
(ロープ高所作業に係る業務を除く)



安衛則第36条 第41号 (平成30年6月22日 厚生労働省労働基準局長 基発0622第1号)

特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

| 科目 | 6Hコース | 5Hコース | 1.5Hコース |
|---------------------------|---------|---------|---------|
| 1. 作業に関する知識 | 1時間 | 1時間 | 免除 |
| 2. 墜落制止用器具(フルハーネス型)に関する知識 | 2時間 | 2時間 | 免除 |
| 3. 労働災害の防止に関する知識 | 1時間 | 免除 | 1時間 |
| 4. 関係法令 | 30分 | 30分 | 30分 |
| 5. 墜落制止用器具の使用方法等 | 1時間30分 | 1時間30分 | 免除 |
| 講習料金(税込) | ¥12,000 | ¥10,000 | ¥6,000 |

※ 当社では、18歳未満の方の受講はご辞退させていただきます。

上記金額にテキスト代込み

免除コースの対象者について

5Hコース・・・足場の組立て等、またはロープ高所作業の特別教育を修了している方。
1.5Hコース・・・受講までに、フルハーネス型を用いて行う作業に6か月以上従事した経験がある方。

お問い合わせ先

株式会社 日立建機教習センター

北海道教習所 北海道石狩市新港中央2-766-3 tel 0133-64-6388
旭川出張所 北海道旭川市永山北1条10-13-38 tel 0166-40-0538
宮城教習所 宮城県多賀城市明月2-3-1 tel 022-364-6143
茨城教習所 茨城県かすみがうら市戸崎2328 tel 029-828-2370
水戸出張所 茨城県那珂市向山1269-1 tel 029-352-0285
栃木教習所 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙3462 tel 0282-82-8508
群馬教習所 群馬県前橋市富士見町時沢2803 tel 027-230-5311

埼玉教習所 埼玉県草加市弁天5-33-25 tel 048-931-0121
神奈川教習所 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-5-8 tel 042-730-6716
山梨教習所 山梨県南アルプス市上今諏訪709 tel 055-284-3561
愛知教習所 愛知県岡崎市合歓木町字屋下1-1 tel 0564-57-7123
京都教習所 京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字岸畑22 tel 075-957-4944
岡山教習所 岡山県倉敷市三田274-1 tel 086-464-5411
福岡教習所 福岡県粕屋郡新宮町緑ヶ浜2-1-1 tel 092-963-3634
大牟田出張所 福岡県大牟田市四山町80-47 tel 0944-59-1125